

三重県  
伊賀市

若者・子育て世帯移住促進

# 家賃支援制度

若者→月額上限 2万円

子育て世帯→月額上限 3万円

2年間  
支援!

転入後3か月以内に申請してください。

※令和7年4月1日以降に伊賀市に転入した方が対象です

## 主な要件

※他にも要件がありますので、  
必ずホームページで詳細をご確認ください

- 若者または子育て世帯のいずれかに該当する方
  - ◆若者→申請日において39歳以下である者
  - ◆子育て世帯→申請日において中学校以下の者が属する世帯
- 令和7年4月1日以降に本市に転入した方で、転入日から起算して過去1年以内に伊賀市の住民基本台帳に登録されたことがない方
- 補助金の交付決定日から3年以上、本市に定住する意思を有する方
- 申請者の転勤、出向、医療施設又は福祉施設への入所、学校への入学等による一時的な居住ではないこと
- 市税を滞納していないこと



・問い合わせ先・  
伊賀市交流政策課  
☎0595-22-9680  
✉chisou@city.iga.lg.jp